様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

尾道市長　様

尾道市就職学生支援事業補助金交付申請書兼請求書（交通費）

尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱第４条第１項の規定により、就職支援補助金の交付申請及び請求をします。

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 | 電話番号 |  |
| 現 住 所 | 〒 |
| メールアドレス |  |
| 在籍大学等 | 名　称 |  |
| キャンパス所在地 |  |
| 居住予定地 | 住所又は未定の場合の予定エリア |  |
| 未定の場合の転居予定時期 |  |
| Go!ひろしまLINE登録者№ |  |

２　内定先

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 企業名 |  |
| 意思表示 | ※該当するものを☑又は■と記載してください。□ 内定証明書の就業条件等で内定承諾します。　　□ 承諾しません。 |

３　面接・試験に要した交通費及び支給金額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日　付 | 交通機関名 | 出発地～到着地(バス停名、駅名、空港名等) | 金額(単位：円) |
| 月　 日 |  |  |  |
| 月　 日 |  |  |  |
| 月　 日 |  |  |  |
| 月　 日 |  |  |  |
| 面接・試験に要した交通費　合計（Ａ） |  |
| 企業から支給された交通費額（Ｂ） |  |
| 支給申請額　※(Ａ－Ｂ)÷２ 又は20,000円のいずれか少ない方を記載してください。 |  |

４　振込先

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名（ゆうちょ銀行以外） |  | 銀行・金庫組合・農協 | 店舗名 |  | 支店・支所出張所 |
| 預金種別 | １ 普通　 ２ 当座　 ３ その他 [ 　]  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義　**（口座に登録されているフリガナをカタカナで記入してください。）** |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **ゆ う ち ょ 銀 行** | 記号番号（右づめ） |  |  |  |  |  | **-** |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義**（口座に登録されているフリガナをカタカナで記入してください。）** |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

５　各種確認事項（該当する方にものに☑又は■と記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 「尾道市就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | □ 誓約する。　　　□ 誓約しない。 |
| 「尾道市就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | □ 同意する。　　　□ 同意しない。 |
| 申請日から５年以上継続して、尾道市に居住する意思について | □ 意思がある。　　□ 意思がない。 |

※「誓約しない」「同意しない」「意思がない」に☑又は■と記載した場合、補助金の交付対象となりません。

**尾道市就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項**

　(1) 尾道市就職学生支援事業に関する報告及び立入検査について、広島県及び尾道市から求められた場合には、それに応じます。

　(2) 次の場合には、尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、就職学生支援事業補助金の全額又は半額を返還します。

　　・就職学生支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したこと、居住又は就業の実態がないこと等が判明した場合：全額

・就職学生支援事業補助金の申請日から１年以内に就職学生支援事業補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

・就職学生支援事業補助金の申請日から１年以内に尾道市に転入しなかった場合（申請時に既に尾道市に住民票がある場合を除く。）：全額

・就職学生支援事業補助金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額

・転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から３年未満の間に尾道市以外の市区町村に転出した場合：全額

・転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に尾道市以外の市区町村に転出した場合：半額

　(3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

**尾道市就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い**

広島県及び尾道市は、尾道市就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について共有し、個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、広島県及び尾道市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し又は確認する場合があります。

尾道市は、居住や就業の実態を確認するため、必要があると認める場合には、住民票を確認し、雇用企業に就業実態の確認を行う場合があります。